

**学校（園）における  
新型インフルエンザ対応マニュアル**

**奈良県教育委員会**

**平成 2 1 年 5 月**

## 目 次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	1
3	発生段階による対応	
(1)	第一段階 海外発生期の対応	3
(2)	第二段階 国内発生早期の対応	
①	臨時休業前の対応	4
②	学校（園）で感染の疑いが発生した場合の対応	5
③	臨時休業時の対応	6
(3)	第三段階 感染拡大期、まん延期、回復期の対応	
①	臨時休業中の対応	7
②	臨時休業の解除	7
(4)	第四段階 小康期の対応	8
4	関係機関連絡先	9
5	新型インフルエンザ情報サイト	10
6	資料	11

## 1 はじめに

メキシコから米国の一部等の地域における豚インフルエンザ事例に対応し、平成21年4月28日、世界保健機関（WHO）は、新型インフルエンザの警戒水準（フェーズ）を「4」に、さらに同年4月30日には「5」に引き上げました。

これを受けて、政府は、内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、今後の対応方針を協議し、基本的対処方針を決定。文部科学省においても、「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」に基づき、今後の具体的対応について協議がされています。

奈良県においても、知事を本部長とする「県新型インフルエンザ対策本部会議」を開催し、県内における対策をすすめています。

県教育委員会では、このような国や県の行動計画を基に学校（園）における危機管理体制を点検し、情報収集及び具体的な対応について適切かつ迅速に行動できるよう本マニュアルを作成しました。

なお、本マニュアルは、あくまで現時点の状況に基づいて作成したものであり、今後の状況の変化等を踏まえ、随時見直し、必要に応じて修正を加えていきます。

## 2 基本的な考え方

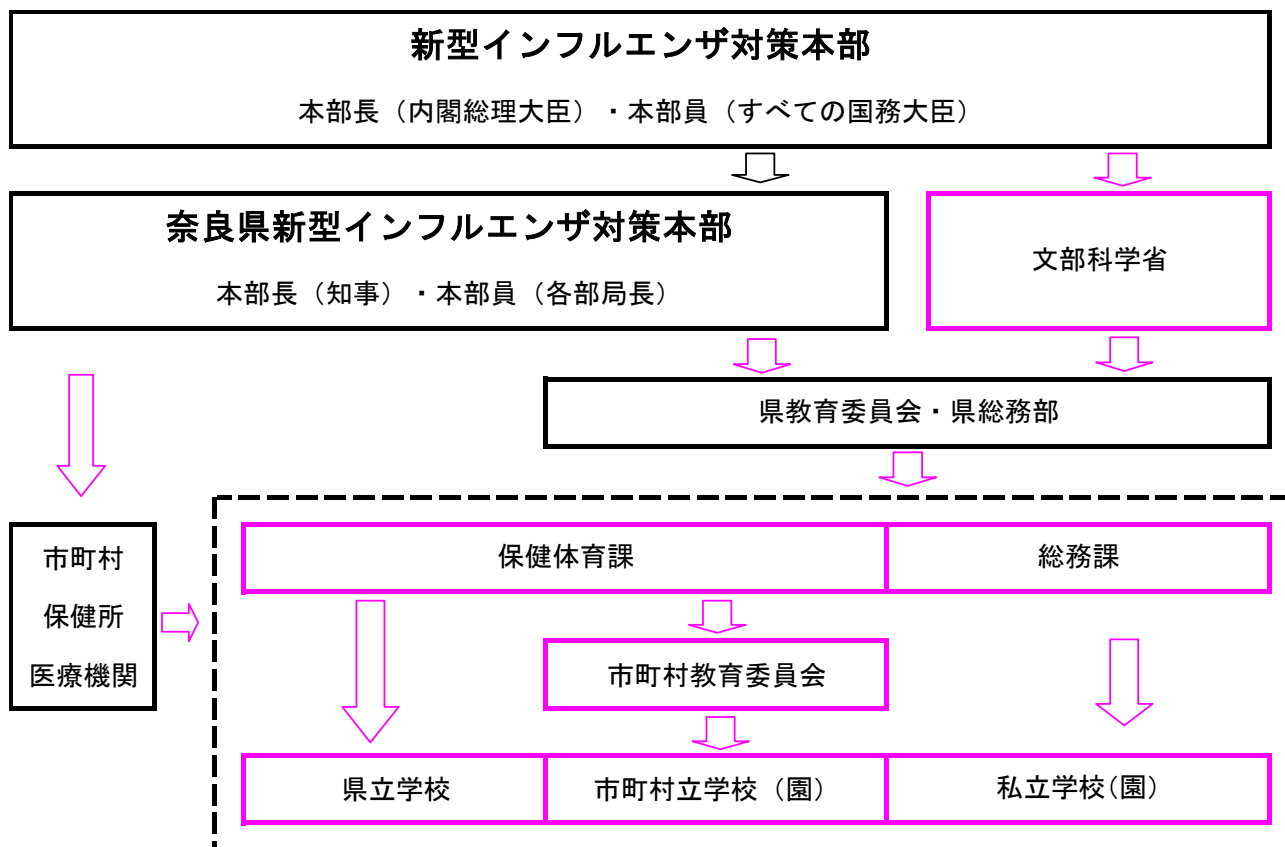
- 1 文部科学省「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」に基づき、発生段階に応じた行動項目を示したものである。
- 2 ここでいう発生段階とは、政府の行動計画において決定したもので、新型インフルエンザの発生が宣言された現在、第一段階「海外発生期」からの行動項目を示すこととする。
- 3 文部科学省や厚生労働省等から示される新型インフルエンザの発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策等の正確な情報の入手に努めることが重要である。 ※6資料（3）参照
- 4 情報伝達経路は、県新型インフルエンザ対策本部、文部科学省の指令に従い次のとおり発信する。

【新型インフルエンザ行動計画における段階】

発生段階	状態	
前段階（未発生期）	新型インフルエンザが発生していない状態	
第一段階（海外発生期）	海外で新型インフルエンザが発生した状態	
第二段階（国内発生早期）	国内で新型インフルエンザが発生した状態	
第三段階	国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
（各都道府県の判断）	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

関係省庁対策会議「新型インフルエンザ対策行動計画」H21.2.17

【情報伝達経路】



### 3 発生段階による対応

#### (1) 第一段階 海外発生期の対応

##### 1 危機管理体制の再点検

- ・教育委員会及び学校（園）は、文部科学省及び県新型インフルエンザ対策本部からの情報提供や要請に速やかに対応できるよう連絡網の整備と点検を行う。
- ・学校（園）は、各家庭との連絡網の整備と点検を行う。

##### 2 情報収集と周知

- ・教育委員会及び学校（園）は、国や県から示される情報について、児童生徒等や教職員及び保護者へ必要な情報を提供し、正しい情報に基づいた適切な判断・行動ができるよう指導する。
- ・教育委員会及び学校（園）は、患者発生国等への海外旅行及び留学等について、新型インフルエンザの関係情報を伝え、児童生徒等や保護者に自粛を含め再検討するよう周知する。
- ・学校（園）は、県教育委員会作成の「新型インフルエンザ20の基礎知識Q&A」（以下「Q&A」という）を参考に、児童生徒等及び保護者にうがい手洗い、咳エチケット等の感染予防指導を行う。

##### 3 健康状態の把握

- ・学校（園）は、児童生徒等及び教職員の欠席、欠勤理由の確認をする。
- ・学校（園）は、文部科学省「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月配布）を参考に、児童生徒等の健康状態を把握する。
- ・教育委員会及び学校（園）は、留学中の生徒や修学旅行等で海外に渡航している児童生徒及び引率教員の健康状態を把握する。
- ・学校（園）は、学校医及び保健所等と連携し、患者発生国から帰国した児童生徒等の健康状態を把握する。また、発熱等の症状が見られた場合、発熱相談センター等へ相談し、医療機関等で受診するようあらかじめ指導しておく。

##### 4 学校（園）運営

- ・教育委員会及び学校（園）は、患者発生国等への修学旅行等については、自粛を含め再検討する。
- ・教育委員会及び学校（園）は、「Q&A」を参考に、感染予防に必要なマスク、手袋、消毒液等を整備することが望ましい。
- ・教育委員会及び学校（園）は、臨時休業に備えて、児童生徒等の連絡手段、学校（園）からの情報周知方法、自宅学習のあり方、教職員の勤務体制等について検討する。
- ・学校（園）は、感染の疑いが発生した場合を想定した訓練を行う。

## (2) 第二段階 国内発生早期の対応

### ① 臨時休業前の対応

#### 1 情報収集と周知

- ・教育委員会及び学校（園）は、国や県から示される情報について、児童生徒等や教職員及び保護者へ迅速かつ正確に周知し、適切な判断・行動ができるよう指導を徹底する。
- ・学校（園）は、「Q&A」を参考に、児童生徒等及び保護者に外出の自粛等、感染予防指導を徹底して行う。

#### 2 健康状態の把握

- ・学校（園）は、保護者に対して、児童生徒等の登校前の健康観察を確実に行うよう指導し、38度以上の急な発熱や咳等のインフルエンザ様症状がある場合は、すぐに発熱相談センター等に相談するとともに登校させないように指導する。
- ・学校（園）は、児童生徒等及びその家族に発症の疑いまたは、発症がわかった場合、早急に学校（園）へ連絡するよう指導する。
- ・学校（園）は、児童生徒等の健康状態の把握を徹底し、学校（園）で感染の疑いが見られた場合、次頁の「②学校（園）で感染の疑いが発生した場合の対応」のとおり行う。

#### 3 学校（園）運営

- ・教育委員会及び学校（園）は、県新型インフルエンザ対策本部からの要請を受け、学校管理下における集団活動、対外試合等の参加の自粛及び中止を行う。
- ・学校（園）は、児童生徒等及び保護者に対し、臨時休業に備えて連絡方法や自宅学習等について周知しておく。
- ・教育委員会及び学校（園）は、教職員の発症等による欠勤に備え、勤務体制等を整備する。

## (2) 第二段階 国内発生早期の対応

### ② 学校(園)で感染の疑いが発生した場合の対応

#### 1 児童生徒等の一時的隔離

- ・学校(園)は、発熱等の訴えのあった児童生徒等にマスクを着用させ、他の児童生徒等と接触させないように使用していない近くの教室等で休ませる。

#### 2 症状の確認

- ・発熱等の訴えのあった児童生徒等に対応する教職員は、マスク、手袋等で感染防御のうえ当該児童生徒等の体温を測定し、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状について確認する。

#### 3 当該児童生徒等の保護者への連絡

- ・学校(園)は、当該児童生徒等の保護者に状況を連絡する。

#### 4 学校医及び関係機関への連絡

- ・学校(園)は、学校医にまず相談し、発熱相談センターへの相談について指示を受ける。状況により発熱相談センターから指示のあった発熱外来や感染症指定医療機関等へ連絡するとともに、教育委員会、学校医、保健所等へ連絡をする。

#### 5 児童生徒等の健康状態調査

- ・学校(園)は、県保健部局、保健所等の指示により、学校医の協力を得て児童生徒等の健康状態について調査を行う。

#### 6 臨時休業の実施

- ・教育委員会は、新型インフルエンザと診断された場合、県新型インフルエンザ対策本部の要請により学校(園)の臨時休業を行う。また、国及び県から発表される情報に十分留意し、臨時休業の期間等を決定する。

#### 7 保護者への連絡及び下校方法

- ・学校(園)は、臨時休業に関する保護者宛の文書を配布し、児童生徒等の健康状態の把握や地域の感染状況等、情報収集に努めたうえで下校方法を決定する。

#### 8 プライバシーの保護

- ・当該児童生徒等やその家族及び接触者に対してプライバシーの保護に十分配慮する。

#### 9 学校(園)の清掃・消毒

- ・学校(園)は、感染防御対策(手袋、マスク、防護服等)をとったうえで、次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノール、消毒用エタノール等で、タオル等による拭き取り消毒を行う。(消毒液の噴霧はしない)

※6資料(1)参照

## (2) 第二段階 国内発生早期の対応

### ③ 臨時休業時の対応

#### 1 臨時休業の措置

- ・ 県教育委員会は、県新型インフルエンザ対策本部から、県内全域もしくは特定の地域において学校（園）の臨時休業の要請があった場合、市町村教育委員会及び県立学校へ通知する。

※6 資料（4）参照

- ・ 学校（園）は教育委員会からの通知を受けて、直ちに児童生徒等及び保護者にその旨を通知する。

#### 2 情報収集と周知

- ・ 教育委員会及び学校（園）は、児童生徒等や教職員及び保護者に対して、県内における新型インフルエンザの発生状況や感染予防について正確な情報を提供し、適切な判断・行動ができるよう周知する。
- ・ 学校（園）は、学校医や教育委員会及び管轄の保健所等から地域の感染状況について情報収集を行う。
- ・ 学校（園）は、ホームページや電子メール、電話等を活用し、保護者に対して確実に情報を提供し、感染予防対策について周知する。

#### 3 健康状態の把握

- ・ 学校（園）は、児童生徒等及び教職員とその家族の健康状態を把握し、教育委員会へ毎日報告する。
  - ・ 市町村教育委員会は、管内の状況を集約し、県教育委員会へ報告する。
- ※6 資料（4）参照
- ・ 学校（園）は、児童生徒等や教職員及び保護者に対し、発熱等の症状が見られた場合、発熱相談センター等へ相談し、医療機関等で受診するようあらかじめ指導しておく。

#### 4 学校（園）運営

- ・ 教育委員会及び学校（園）は、勤務体制を計画する。班交代制（スプリットチーム制）等を取り入れ、罹患していない教職員でチームを編成するなどして計画的に勤務することなどが考えられる。
- ・ 学校（園）は、児童生徒等に対し、臨時休業中の生活指導、学習指導、保健指導等を計画的に行う。

### (3) 第三段階 感染拡大期、まん延期、回復期の対応

#### ① 臨時休業中の対応

##### 1 情報収集と周知

- ・学校（園）は、児童生徒等や教職員及び保護者に対して、適切な判断・行動ができるよう正しい情報の提供を行うとともに、感染予防指導等の周知の徹底を引き続き行う。

##### 2 健康状態の把握

- ・学校（園）は、引き続き児童生徒等及び教職員とその家族の健康状態を把握し、教育委員会へ毎日報告する。また、市町村教育委員会は、管内の状況を集約し、県教育委員会へ報告する。
  - ・まん延期においては、新型インフルエンザ患者を対象とした入院措置は解除されているため、自宅での療養となる。児童生徒等及び教職員とその家族が発症した場合には、適切な医療機関に受診ができるよう発熱相談センター等と連携する。
- ※6資料（5）参照

##### 3 学校（園）運営

- ・学校（園）は、児童生徒等に対し、臨時休業中の生活指導、学習指導、保健指導等を計画的に行う。

### (3) 第三段階 感染拡大期、まん延期、回復期の対応

#### ② 臨時休業の解除

##### 1 情報収集と周知

- ・学校（園）は、児童生徒等や教職員及び保護者に対して、適切な判断・行動ができるよう正しい情報の提供を行うとともに、感染予防指導等の周知の徹底を引き続き行う。

##### 2 健康状態の把握

- ・学校（園）は、引き続き児童生徒等及び教職員とその家族の健康状態を把握し、教育委員会へ毎日報告する。また、市町村教育委員会は管内の状況を集約し、県教育委員会へ報告する。

##### 3 学校（園）運営

- ・学校（園）は、学校医の協力のもと児童生徒等の健康状態を把握するとともに、学校（園）再開について、教育委員会と協議する。市町村教育委員会は、管内の状況を集約し、県教育委員会へ報告する。
- ・教育委員会は、県新型インフルエンザ対策本部の要請により、臨時休業を終了する。

## (4) 第四段階 小康期の対応

### 1 情報収集と周知

- ・学校（園）は、第二波に備え、情報収集を行い、児童生徒等や教職員及び保護者に対して、正しい情報に基づいた適切な判断・行動ができるよう情報提供し、感染予防指導等の周知の徹底を引き続き行う。

### 2 健康状態の把握

- ・学校（園）は、第二波に備え、引き続き児童生徒等及び教職員とその家族の健康状態を把握する。

### 3 学校（園）運営

- ・教育委員会及び学校（園）は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え必要に応じて改善を図る。

#### 4 関係機関連絡先

関係機関名	住 所	電話番号
郡山保健所 健康増進課感染症係	大和郡山市植槻町3-16	0743-53-2701
葛城保健所 健康増進課感染症係	大和高田市大中98-4	0745-22-1701
桜井保健所 健康増進課感染症係	桜井市粟殿1000	0744-43-3131
吉野保健所 健康増進課感染症係	吉野郡下市町新住15-3	0747-52-0551
内吉野保健所 健康増進課感染症係	五條市本町3-1-13	0747-22-3051
奈良市保健所 保健予防課保健予防係	奈良市西木辻町200-46	0742-23-6173
県健康増進課 感染症係	奈良市登大路町30	0742-27-8658
県総務課 学事グループ	奈良市登大路町30	0742-27-8347
県保健体育課 健康・安全教育係	奈良市登大路町30	0742-27-9861
厚生労働省コールセンター	03-3501-9031 9時～21時 (平成21年5月8日現在)	
文部科学省新型インフルエンザ電話相談窓口	03-6734-2957 9時～18時30分 (平成21年5月8日現在)	

## 5 新型インフルエンザ情報サイト

### 県の新型インフルエンザ関連情報

- ◆健康増進課ホームページ「新型インフルエンザについて」  
[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-5170.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-5170.htm)
- ◆「奈良県新型インフルエンザ行動計画」  
<http://www.pref.nara.jp/secure/6760/koudoukeikaku01.pdf>
- ◆「奈良県新型インフルエンザ行動計画概要版」  
<http://www.pref.nara.jp/secure/6760/keikakugaiyou.pdf>
- ◆「奈良県感染症情報センター」  
<http://www.ihe.pref.nara.jp/kansen.html>
- ◆県ホームページ「新型インフルエンザ関連情報」  
[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-9879.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-9879.htm)

### 国の新型インフルエンザ関連情報

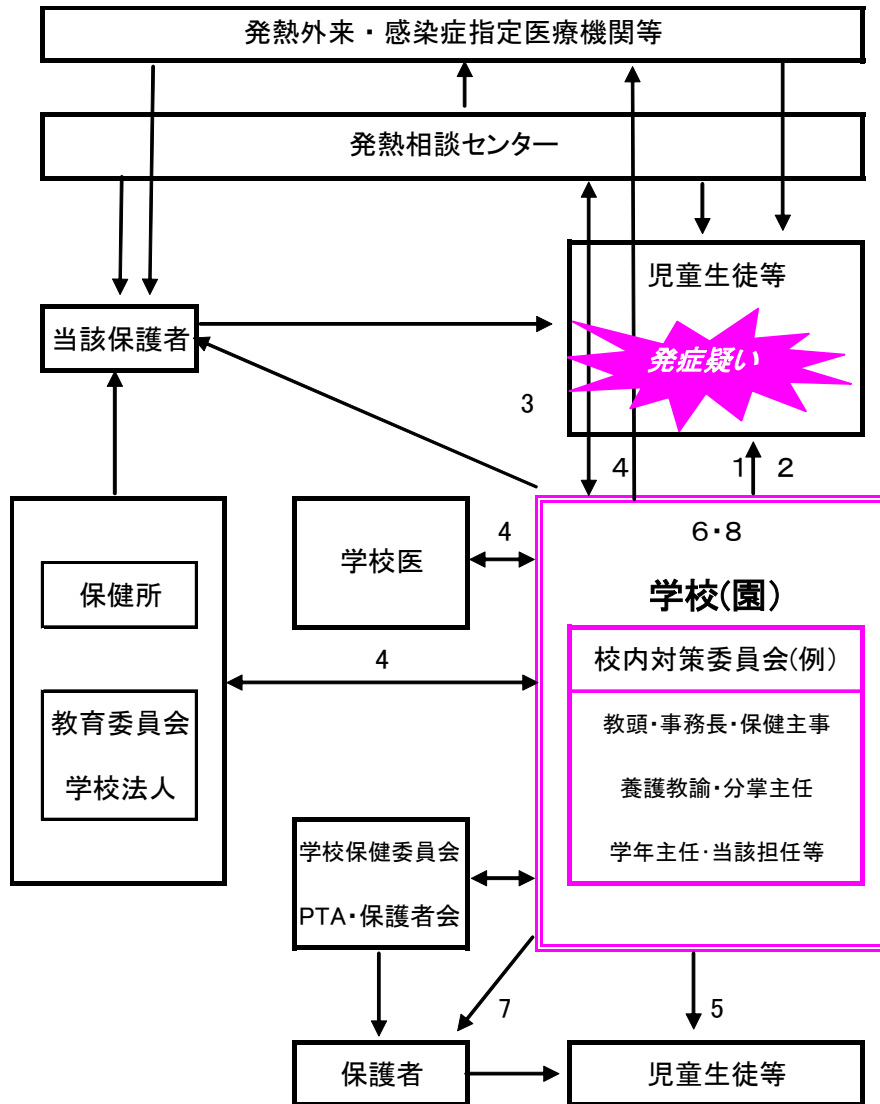
- ◆首相官邸「新型インフルエンザへの対応」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>
- ◆厚生労働省「新型インフルエンザ対策関連情報」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04>
- ◆「新型インフルエンザ対策行動計画」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>
- ◆「新型インフルエンザ対策ガイドライン」について  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>
- ◆「個人及び一般家庭・コミュニティー・市町村における感染対策に関するガイドライン」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/09-12.pdf>
- ◆文部科学省「文部科学省における新型インフルエンザ対策について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/influtaisaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/index.htm)
- ◆文部科学省「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/influtaisaku/1247232\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/1247232_001.pdf)

### 新型インフルエンザに関して参考になる情報源

- ◆国立感染症研究所のウェブサイト  
<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- ◆国立感染症研究所感染症情報センターのウェブサイト  
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ◆国立感染症研究所感染症情報センター「インフルエンザパンデミック」  
<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic.html>
- ◆外務省海外安全ホームページ  
<http://www.anzen.mofa.go.jp>

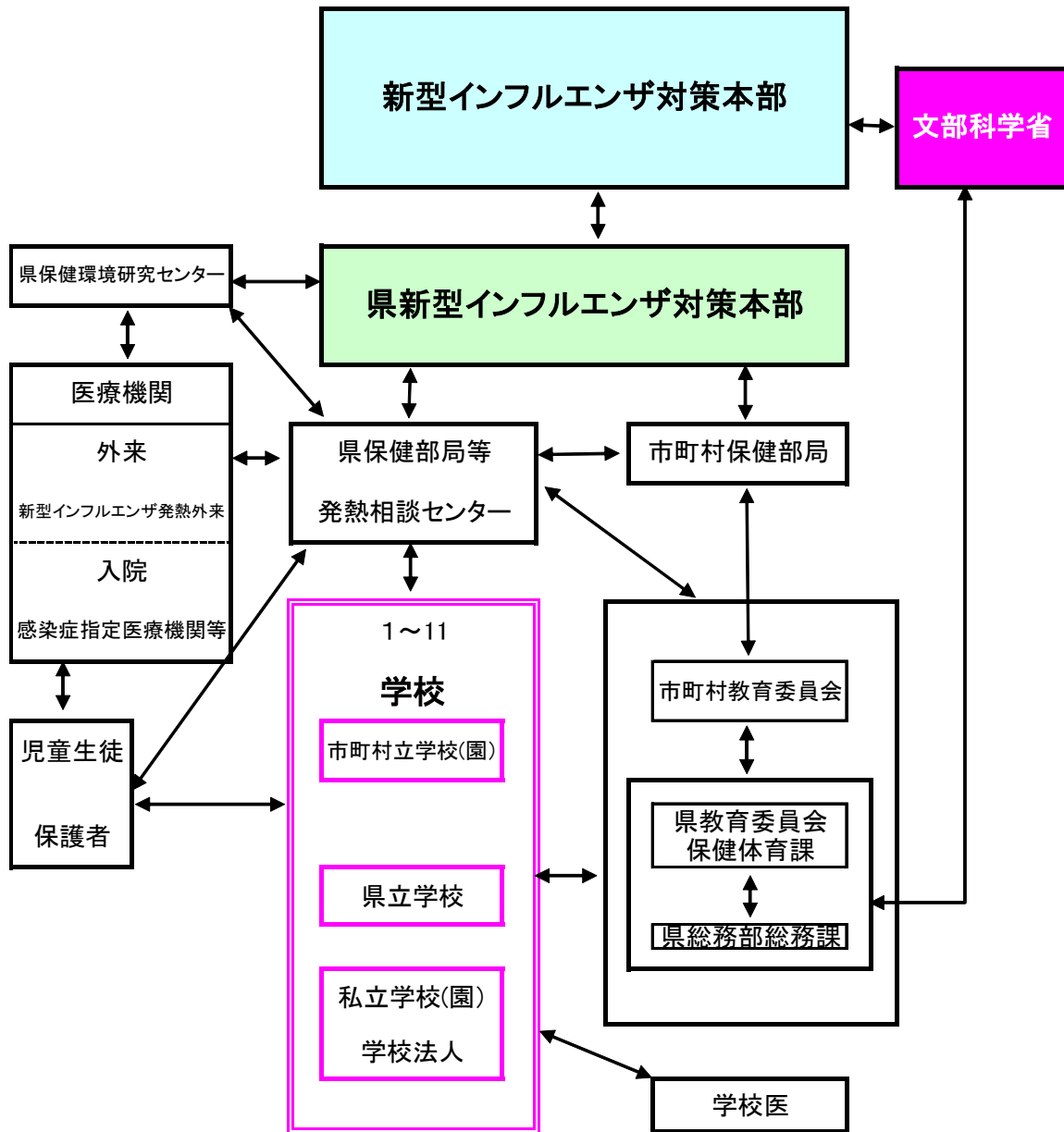
## 6 資料

### (1) 学校で感染の疑いが発生した場合の対応フロー



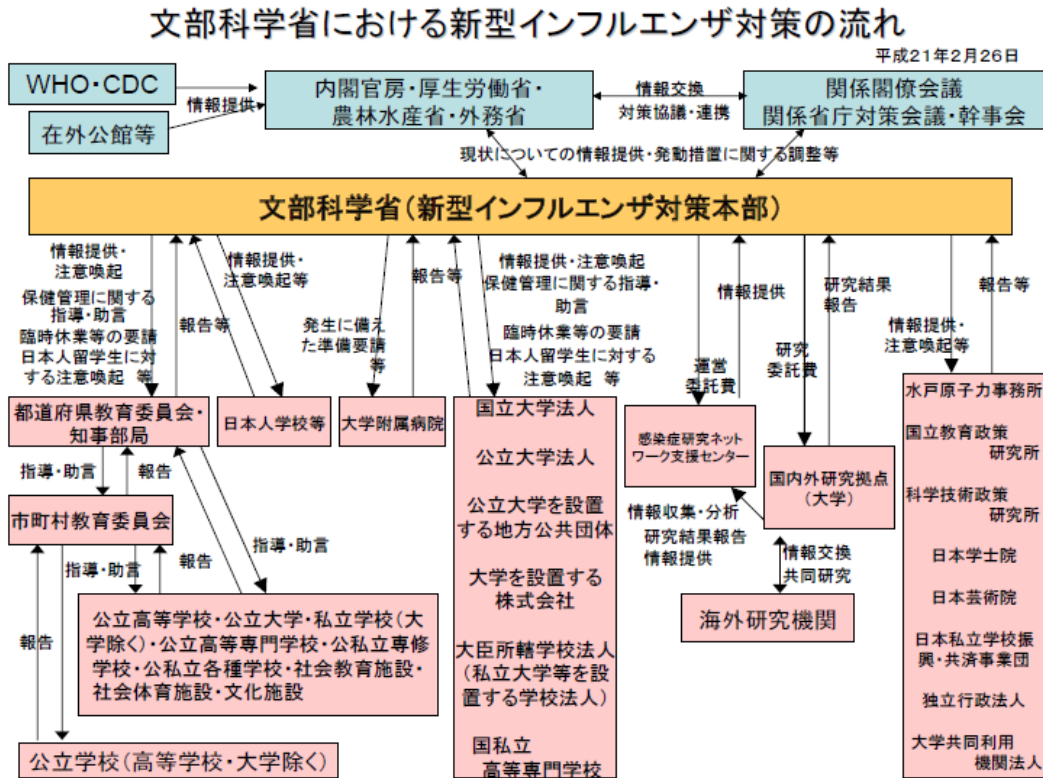
- 1 児童生徒等の一時的隔離
- 2 症状の確認
- 3 当該児童生徒等の保護者への連絡とプライバシーの保護
- 4 学校医及び関係機関への連絡
- 5 児童生徒等の健康状態調査
- 6 臨時休業の実施
- 7 保護者への連絡及び下校方法
- 8 学校(園)の清掃・消毒

(2) 新型インフルエンザ対策体制概略図

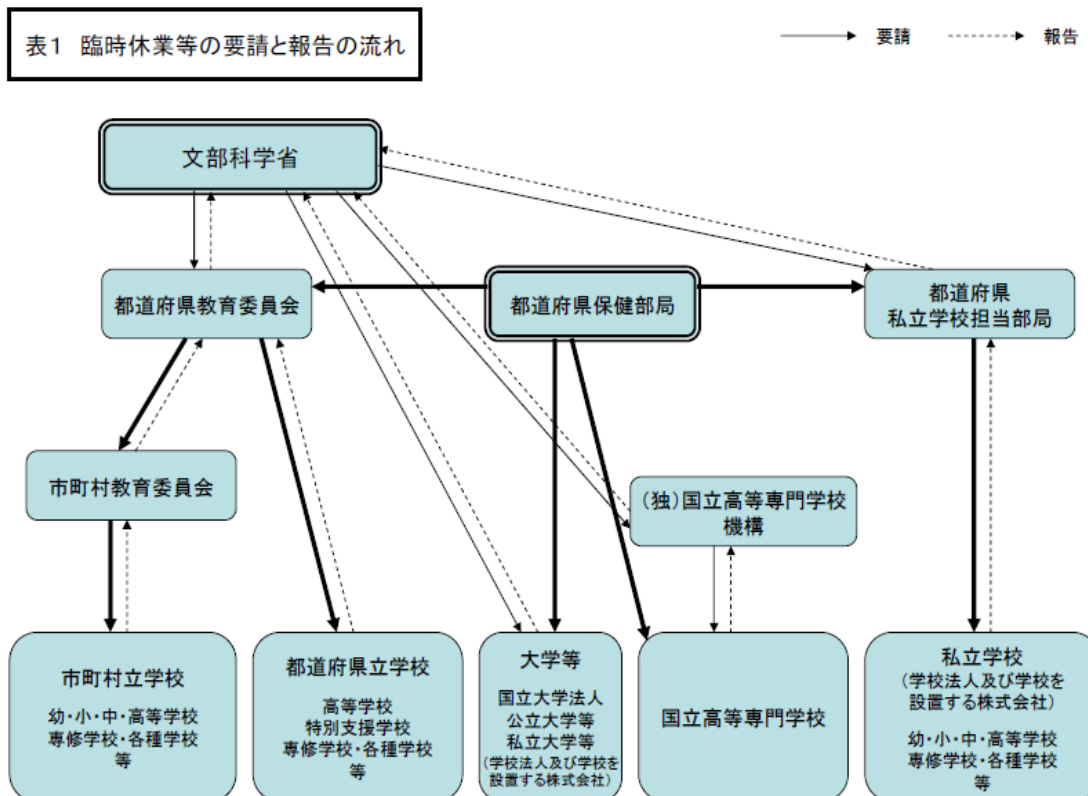


- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1 危機管理体制の再確認     | 7 臨時休業の検討  |
| 2 情報収集及び周知       | 8 自宅学習の検討  |
| 3 早期発見のための対応     | 9 保護者への説明  |
| 4 効果的な予防方法の周知・徹底 | 10 臨時休業の報告 |
| 5 行事の中止・延期       | 11 教育再開準備  |
| 6 出席停止・出勤停止の検討   |            |

### (3) 文部科学省における新型インフルエンザ対策の流れ

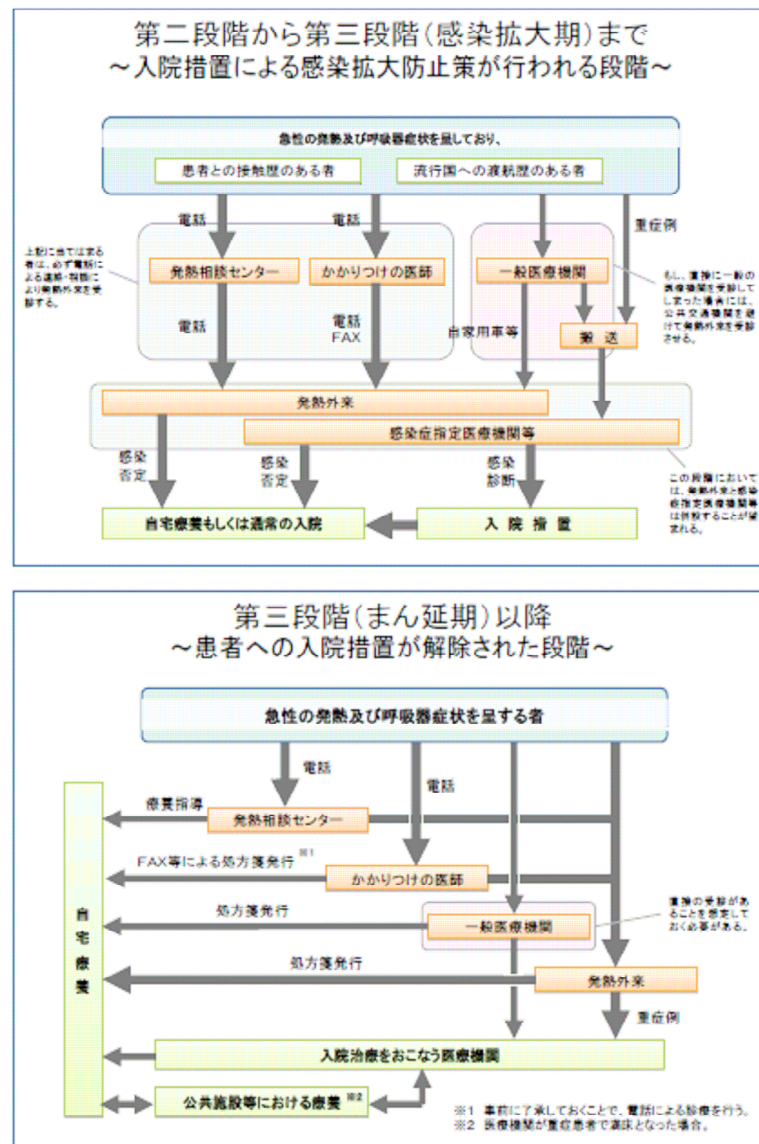


### (4) 臨時休業等の要請と報告の流れ



文部科学省「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」H21.2.26

## (5) 新型インフルエンザ発症時の医療対応



関係省庁対策会議「新型インフルエンザ対策ガイドライン」H21.2.17